

診療所の家屋の減免 対象部分の一覧表

診療所として使用されている家屋が一定の要件に当てはまる場合は、固定資産税・都市計画税が減免されます。減免の対象となる部分、対象とならない部分については下表をご確認ください。

減免の対象となる部分				
診療・診察関連				
診療室	手術室	処置室	検査室	エックス線室
病室	分べん室	血液採取室	回復室	準備室
予備室				
診療・診察の事務室関連				
院長室	看護師長室	医局員室	事務室	医師宿直室
看護室	看護師室	患者の応援及び待合室		
その他処置室				
消毒室	乾燥室	死体収容室	解剖室	汚物焼却室
患者用のスペース				
患者用玄関	患者用便所	患者用手洗所	患者用調理室	患者用食堂
患者用浴場	新生児入浴室			
倉庫関連				
薬品倉庫	医療器具倉庫			
ボイラー室及びこれらに接する廊下（階段、エレベーターを含む）				
減免の対象とならない部分				
居住の用に供される部分				
医師の居室	看護師の寮			
診療・診察以外の事務室等				
研究室	図書室	会議室		
職員用のスペース				
職員用調理室	職員用食堂	職員用浴室		
薬品及び医療器具以外の倉庫				
売店等				